

備考	改正（平成 30 年 7 月）	現行（平成 30 年 4 月版）
<p>積算基準・表紙</p> <p>※項目追加，削除などに伴う目次の新旧対照表は省略</p>	<p style="text-align: center;"><b>電気・機械工事標準積算基準書</b></p> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 10px; margin: 20px auto; width: 80%; background-color: #f0f0f0;"> <p>平成30年7月より、第Ⅱ編 電気通信設備工事において「施工箇所が点在する工事の積算」の改正を行いました。</p> <p>詳しくは、「第Ⅱ編 電気通信設備工事」をご確認ください。</p> </div> <p style="text-align: center; color: red; font-weight: bold;">平成 30 年 7 月 1 日</p> <p style="text-align: center;">神奈川県企業庁</p>	<p style="text-align: center;"><b>電気・機械工事標準積算基準書</b></p> <p style="text-align: center; color: red; font-weight: bold;">平成 30 年 4 月 1 日</p> <p style="text-align: center;">神奈川県企業庁</p>

備考	改正（平成30年7月）	現行（平成30年4月版）																																																						
	<p style="text-align: center;"><b>第Ⅱ編 電気通信設備工事</b></p> <p style="text-align: center;"><b>第1章 請負工事費の積算</b></p> <p><b>第4節 工事原価</b>  1-4-1 直接工事費  1-4-1-1 材料費  (6) 材料の付属品  表に掲げる材料の付属品の数量を仕様書または図面から把握できないときは、材料費に「付属品一式」として計上できる。なお、付属品は、対象材料の区分ごとの合計額に付属品率を乗じて求めるものとし、1円未満の端数は切り捨てる。</p> <table border="1" data-bbox="468 617 1584 1451"> <thead> <tr> <th>材料名</th> <th>付属品類</th> <th>付属品率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="7">電線管類付属材料 (電線管類付属品費)</td> <td>接合材料（ユニオン、カップリング等）</td> <td>20%</td> </tr> <tr> <td>塗装材</td> <td>10%</td> </tr> <tr> <td>ボンド材</td> <td>10%</td> </tr> <tr> <td>端末器具（ターミナルキャップ等）</td> <td>10%</td> </tr> <tr> <td>ノーマルバンド</td> <td>15%</td> </tr> <tr> <td>端末可とう電線管</td> <td>50%</td> </tr> <tr> <td>支持材料（サドル、ダクター等）</td> <td>60%</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">ワイヤリングダクト付属材料 (ラック・ダクト・線び付属品費)</td> <td>付属材料（点検窓、ケーブルサポート、アースボンド、セパレータ等）</td> <td>24%</td> </tr> <tr> <td>支持材料</td> <td>4%</td> </tr> <tr> <td>レースウェイ付属材料 (ラック・ダクト・線び付属品費)</td> <td>コネクタ、エンドキャップ、取付金具等</td> <td>30%</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">ケーブルラック付属材料 (ラック・ダクト・線び付属品費)</td> <td>接続固定材料</td> <td>25%</td> </tr> <tr> <td>セパレータ</td> <td>5%</td> </tr> <tr> <td>支持材料</td> <td>40%</td> </tr> <tr> <td>電柱、根かせ、腕金、碍子、引留クランプ等付属材料 (電柱等付属品費)</td> <td>足場ボルトまたは釘、笠金、電柱札、底板、バンド類等（ただし支線、ケーブル支持金具、高張力用バンドを除く）</td> <td>10%</td> </tr> <tr> <td>架空通信ケーブル類 (架空通信ケーブル類付属品費)</td> <td>巻付グリップ、クランプ、コネクタ等</td> <td>3%</td> </tr> </tbody> </table> <p>注意1 防爆材料等、特殊な場合は適用しない。  注意2 付属品名称欄で明らかに必要がないものは計上しない。  注意3 材料名のカッコ内名称は、積算システムによる名称を示す。</p> <p><b>(7) 雑材料費</b>  ア 材料費に対して必要に応じて雑材料費を計上できる。計上は工種ごと（内訳書ごと）に一式として行う。雑材料費は次のものとする。  (ア) 工事の過程において消費するもので、工事の完成後、当該材料の形として残らないもの。（例：ウエス、ガソリン、軽油等）  (イ) 工事完成後も形として残るものであっても工事の目的及び使用材料に対して極めて軽微であり、かつ、補助的なもの。（例：ケーブル行き先札、マークチューブ、絶縁テープ、半田、ビス、アンカーボルト用モルタル等）  イ 雑材料費は工種ごと（内訳書ごと）の材料の合計に3%を乗じたもの（円未満切り捨て）とする。ただし、主要材料として使用される場合や特に多量に使用される場合は、他の材料と同様に積み上げ計上する。なお、これにより積み上げた材料は雑材料費率の対象としない。  ウ 上記ア、イに関わらず、労務費に関わる施工単価または一位単価において補助材料費または据付補助材料費を計上する場合は、雑材料費の対象としない。</p>	材料名	付属品類	付属品率	電線管類付属材料 (電線管類付属品費)	接合材料（ユニオン、カップリング等）	20%	塗装材	10%	ボンド材	10%	端末器具（ターミナルキャップ等）	10%	ノーマルバンド	15%	端末可とう電線管	50%	支持材料（サドル、ダクター等）	60%	ワイヤリングダクト付属材料 (ラック・ダクト・線び付属品費)	付属材料（点検窓、ケーブルサポート、アースボンド、セパレータ等）	24%	支持材料	4%	レースウェイ付属材料 (ラック・ダクト・線び付属品費)	コネクタ、エンドキャップ、取付金具等	30%	ケーブルラック付属材料 (ラック・ダクト・線び付属品費)	接続固定材料	25%	セパレータ	5%	支持材料	40%	電柱、根かせ、腕金、碍子、引留クランプ等付属材料 (電柱等付属品費)	足場ボルトまたは釘、笠金、電柱札、底板、バンド類等（ただし支線、ケーブル支持金具、高張力用バンドを除く）	10%	架空通信ケーブル類 (架空通信ケーブル類付属品費)	巻付グリップ、クランプ、コネクタ等	3%	<p style="text-align: center;"><b>第Ⅱ編 電気通信設備工事</b></p> <p style="text-align: center;"><b>第1章 請負工事費の積算</b></p> <p><b>第4節 工事原価</b>  1-4-1 直接工事費  1-4-1-1 材料費  (6) 材料の付属品  表に掲げる材料の付属品の数量を仕様書または図面から把握できないときは、材料費に「付属品一式」として計上できる。なお、付属品は、対象材料の区分ごとの合計額に付属品率を乗じて求めるものとし、1円未満の端数は切り捨てる。</p> <table border="1" data-bbox="1703 617 2819 995"> <thead> <tr> <th>対象材料</th> <th>付属品名称</th> <th>付属品率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>電線管及びノーマルバンド（ユニバーサル）</td> <td>サドル、カップリング、ブッシング等</td> <td>10%</td> </tr> <tr> <td>電柱、根かせ、腕金、碍子、引留クランプ</td> <td>足場ボルトまたは釘、笠金、電柱札、底板、バンド類等（ただし支線、ケーブル支持金具、高張力用バンドを除く）</td> <td>10%</td> </tr> <tr> <td>フロアーダクト、レースウェイ、ケーブルラック類（コーナーを含む）</td> <td>ボルト、つり金具、支持金具等</td> <td>5%</td> </tr> <tr> <td>架空通信ケーブル類</td> <td>巻付グリップ、クランプ、コネクタ等</td> <td>3%</td> </tr> </tbody> </table> <p><b>(7) 雑材料費</b>  ア 材料費に対して必要に応じて雑材料費を計上できる。計上は工種ごと（内訳書ごと）に一式として行う。雑材料費は次のものとする。  (ア) 工事の過程において消費するもので、工事の完成後、当該材料の形として残らないもの。（例：ウエス、ガソリン、軽油等）  (イ) 工事完成後も形として残るものであっても工事の目的及び使用材料に対して極めて軽微であり、かつ、補助的なもの。（例：絶縁テープ、半田、ビス、アンカーボルト用モルタル等）  イ 雑材料費は工種ごと（内訳書ごと）の材料の合計に3%を乗じたもの（円未満切り捨て）とする。ただし、主要材料として使用される場合や特に多量に使用される場合は、他の材料と同様に積み上げ計上する。なお、これにより積み上げた材料は雑材料費率の対象としない。  ウ 上記ア、イに関わらず、労務費に関わる施工単価または一位単価において補助材料費または据付補助材料費を計上する場合は、雑材料費の対象としない。</p>	対象材料	付属品名称	付属品率	電線管及びノーマルバンド（ユニバーサル）	サドル、カップリング、ブッシング等	10%	電柱、根かせ、腕金、碍子、引留クランプ	足場ボルトまたは釘、笠金、電柱札、底板、バンド類等（ただし支線、ケーブル支持金具、高張力用バンドを除く）	10%	フロアーダクト、レースウェイ、ケーブルラック類（コーナーを含む）	ボルト、つり金具、支持金具等	5%	架空通信ケーブル類	巻付グリップ、クランプ、コネクタ等	3%
材料名	付属品類	付属品率																																																						
電線管類付属材料 (電線管類付属品費)	接合材料（ユニオン、カップリング等）	20%																																																						
	塗装材	10%																																																						
	ボンド材	10%																																																						
	端末器具（ターミナルキャップ等）	10%																																																						
	ノーマルバンド	15%																																																						
	端末可とう電線管	50%																																																						
	支持材料（サドル、ダクター等）	60%																																																						
ワイヤリングダクト付属材料 (ラック・ダクト・線び付属品費)	付属材料（点検窓、ケーブルサポート、アースボンド、セパレータ等）	24%																																																						
	支持材料	4%																																																						
レースウェイ付属材料 (ラック・ダクト・線び付属品費)	コネクタ、エンドキャップ、取付金具等	30%																																																						
ケーブルラック付属材料 (ラック・ダクト・線び付属品費)	接続固定材料	25%																																																						
	セパレータ	5%																																																						
	支持材料	40%																																																						
電柱、根かせ、腕金、碍子、引留クランプ等付属材料 (電柱等付属品費)	足場ボルトまたは釘、笠金、電柱札、底板、バンド類等（ただし支線、ケーブル支持金具、高張力用バンドを除く）	10%																																																						
架空通信ケーブル類 (架空通信ケーブル類付属品費)	巻付グリップ、クランプ、コネクタ等	3%																																																						
対象材料	付属品名称	付属品率																																																						
電線管及びノーマルバンド（ユニバーサル）	サドル、カップリング、ブッシング等	10%																																																						
電柱、根かせ、腕金、碍子、引留クランプ	足場ボルトまたは釘、笠金、電柱札、底板、バンド類等（ただし支線、ケーブル支持金具、高張力用バンドを除く）	10%																																																						
フロアーダクト、レースウェイ、ケーブルラック類（コーナーを含む）	ボルト、つり金具、支持金具等	5%																																																						
架空通信ケーブル類	巻付グリップ、クランプ、コネクタ等	3%																																																						

備考	改正（平成30年7月）	現行（平成30年4月版）
	<p><b>1-4-1-3 輸送費</b></p> <p><b>(1) 輸送費</b> 輸送費は、機器、材料、工場修理品、支給品、撤去品（処分、倉入れ、移設）等（以下、「運搬物」という。）の製作工場等と工事現場の間の運搬、現場内の運搬（以下、現場内の運搬を「現場内小運搬」と称する。）、積込み及び取卸しに必要な費用とする。</p> <p><b>(2) 輸送費の対象</b></p> <p>ア 工事現場外と工事現場間の運搬</p> <p>（ア）資材の運搬 資材を製造工場等から工事現場までの運搬する費用。工場等が不定の場合は神奈川県庁（横浜市中区）を所在地とみなす。ただし、工事現場が県庁から10km以内の場合は、10kmとする。</p> <p>（イ）工場修理品の運搬 工場修理品を工事現場と修理工場の間で運搬する費用。</p> <p>（ウ）支給品、撤去品（再用品や倉入れ品（有価品）など発注者にて保管するものに限る。）の運搬 所定の保管場所と工事現場の間を運搬する費用。</p> <p>（エ）撤去品（<b>産業廃棄物等処分するもの及び有価処分するもの</b>。以下同じ。）の運搬 工事現場から最寄りの産業廃棄物処理業者等まで運搬する費用。</p> <p>イ 現場内小運搬 運搬物を工事現場内において人肩、機械等で運搬する費用。</p> <p>ウ 積込み・取卸し 運搬物を貨物自動車等の荷台に積込む費用及び荷台から取卸す費用。</p> <p><b>(3) 輸送費の計上</b></p> <p>ア 輸送費は次に該当する場合にのみ計上する。</p> <p>（ア）運搬物1個（複数あるときはそのうちの最大のものとする）の重量が20kgを超える場合、または、荷物の合計重量が40kgを超える場合。</p> <p>（イ）現場内小運搬にあつては、（ア）に加えて、運搬距離が20mを超える場合。なお、運搬距離は貨物自動車の位置から現場中心点までとする。ただし、輸送費の計上に関わる運搬距離は換算距離によることとし、換算距離の計算方法は第Ⅲ編の「人肩運搬」による。</p> <p>（ウ）撤去品のうち<b>産業廃棄物として処分するもの</b>については（ア）の重量に関わらず工事現場から最寄りの産業廃棄物処理業者まで運搬する費用を計上する。なお、撤去品の現場内小運搬については（イ）による。</p> <p>（エ）<b>撤去品のうち有価処分するものについて、合計重量が40kg以上の場合は、工事現場から最寄りの産業廃棄物処理業者まで運搬する費用を計上する。この場合、撤去品（産業廃棄物として処分するもの）と混載せず、別に計上する。</b></p> <p>イ 工事現場外から工事現場間の運搬は貨物自動車によることを原則とし、その運賃料金を輸送費として計上する。</p> <p>ウ 現場内小運搬は人肩運搬またはクレーン、インクライン等によることを原則とする。現場備え付けのクレーン、インクライン等を使用して20mを超えて運搬する場合は運転工のほか、積込み、取卸し及び監視等の人員の費用を計上できる。</p> <p>エ 積込み・取卸しは、クレーン等によることを原則とする。ただし、小形の運搬物などクレーン等を要しないときは、土木工事標準積算基準書（土木工事編）の「仮設材等（鋼矢板、H形鋼、覆工板、敷鉄板等）の積込み、取卸しに要する費用」を準用できる。</p>	<p><b>1-4-1-3 輸送費</b></p> <p><b>(1) 輸送費</b> 輸送費は、機器、材料、工場修理品、支給品、撤去品（処分、倉入れ、移設）等（以下、「運搬物」という。）の製作工場等と工事現場の間の運搬、現場内の運搬（以下、現場内の運搬を「現場内小運搬」と称する。）、積込み及び取卸しに必要な費用とする。</p> <p><b>(2) 輸送費の対象</b></p> <p>ア 工事現場外と工事現場間の運搬</p> <p>（ア）資材の運搬 資材を製造工場等から工事現場までの運搬する費用。工場等が不定の場合は神奈川県庁（横浜市中区）を所在地とみなす。ただし、工事現場が県庁から10km以内の場合は、10kmとする。</p> <p>（イ）工場修理品の運搬 工場修理品を工事現場と修理工場の間で運搬する費用。</p> <p>（ウ）支給品、撤去品（再用品や倉入れ品（有価品）など発注者にて保管するものに限る）の運搬 所定の保管場所と工事現場の間を運搬する費用。</p> <p>（エ）撤去品（<b>産業廃棄物等処分するものに限る</b>。以下同じ。）の運搬 工事現場から最寄りの産業廃棄物処理業者まで運搬する費用。</p> <p>イ 現場内小運搬 運搬物を工事現場内において人肩、機械等で運搬する費用。</p> <p>ウ 積込み・取卸し 運搬物を貨物自動車等の荷台に積込む費用及び荷台から取卸す費用。</p> <p><b>(3) 輸送費の計上</b></p> <p>ア 輸送費は次に該当する場合にのみ計上する。</p> <p>（ア）運搬物1個（複数あるときはそのうちの最大のものとする）の重量が20kgを超える場合、または、荷物の合計重量が40kgを超える場合。</p> <p>（イ）現場内小運搬にあつては、（ア）に加えて、運搬距離が20mを超える場合。なお、運搬距離は貨物自動車の位置から現場中心点までとする。ただし、輸送費の計上に関わる運搬距離は換算距離によることとし、換算距離の計算方法は第Ⅲ編の「人肩運搬」による。</p> <p>（ウ）撤去品については（ア）の重量に関わらず工事現場から最寄りの産業廃棄物処理業者まで運搬する費用を計上する。なお、撤去品の現場内小運搬については（イ）による。</p> <p>イ 工事現場外から工事現場間の運搬は貨物自動車によることを原則とし、その運賃料金を輸送費として計上する。</p> <p>ウ 現場内小運搬は人肩運搬またはクレーン、インクライン等によることを原則とする。現場備え付けのクレーン、インクライン等を使用して20mを超えて運搬する場合は運転工のほか、積込み、取卸し及び監視等の人員の費用を計上できる。</p> <p>エ 積込み・取卸しは、クレーン等によることを原則とする。ただし、小形の運搬物などクレーン等を要しないときは、土木工事標準積算基準書（土木工事編）の「仮設材等（鋼矢板、H形鋼、覆工板、敷鉄板等）の積込み、取卸しに要する費用」を準用できる。</p>

備考	改正（平成30年7月）	現行（平成30年4月版）																																																																																										
	<p>1-4-2 間接工事費 1-4-2-1 共通仮設費</p> <p>(5) 施工地域を考慮した共通仮設費率の補正係数</p> <table border="1" data-bbox="468 346 1546 1375"> <thead> <tr> <th colspan="3">適用条件</th> <th rowspan="2">補正係数</th> <th rowspan="2">適用優先</th> </tr> <tr> <th>施工地域区分</th> <th>工種区分</th> <th>対 象</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大都市 (1)</td> <td rowspan="3">道路維持工事</td> <td>東京特別区、横浜市、大阪市の市街地部が施工箇所に含まれる場合。</td> <td>2.0</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>大都市 (2)</td> <td>札幌市、仙台市、さいたま市、川口市、草加市、千葉市、市川市、船橋市、習志野市、浦安市、八王子市、川崎市、相模原市、新潟市、静岡市、名古屋市、京都市、堺市、神戸市、尼崎市、西宮市、芦屋市、広島市、北九州市、福岡市の市街地部が施工箇所に含まれる場合。</td> <td>1.5</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>市街地 (DID補正) (1)</td> <td>市街地部が施工箇所に含まれる場合。</td> <td>1.3</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>一般交通影響あり (1)</td> <td rowspan="2">全ての工種 (※)</td> <td>2車線以上 (片側1車線以上) かつ交通量が5,000台/日以上の上下合計の車線において、車線変更を促す規制を行う場合。ただし、常時全面通行止めの場合には対象外とする。</td> <td>1.3</td> <td>4</td> </tr> <tr> <td>一般交通影響あり (2)</td> <td>一般交通影響あり (1) 以外の車道において、車線変更を促す規制を伴う場合。(常時全面通行止めの場合を含む)</td> <td>1.2</td> <td>5</td> </tr> <tr> <td>市街地 (DID補正) (2)</td> <td>市街地 (DID補正) (1) 以外 (※)</td> <td>市街地 (DID補正) (1) で適用となる工種区分以外で、市街地部が施工箇所に含まれる場合。</td> <td>1.2</td> <td>6</td> </tr> <tr> <td>山間僻地及び離島</td> <td>全ての工種 (※)</td> <td>人事院規則における特勤手当を支給するために指定した地区、及びこれに準ずる地区。</td> <td>1.3</td> <td>7</td> </tr> <tr> <td>補正なし</td> <td>全ての工種 (※)</td> <td>上記にあてはまらない場合。</td> <td>1.0</td> <td>8</td> </tr> </tbody> </table> <p>(7) その他</p> <p>ア 災害の発生等により、本基準において想定している状況と実態が乖離している場合などについては、上記(5)のほか、必要に応じて実態等を踏まえた補正係数を設定することができるものとする。</p> <p>イ 安全対策上、重要な仮設物等については設計図書に明示し、極力指定仮設とする。</p> <p>ウ 設計変更時における共通仮設費率の補正については、工事区間の延長等により当初計上した補正値に増減が生じた場合、あるいは当初計上していなかったが、上記条件の変更により補正出来ることとなった場合は設計変更の対象として処理するものとする。</p> <p>エ 本書のほかは土木工事標準積算基準書（土木工事編）による。</p>	適用条件			補正係数	適用優先	施工地域区分	工種区分	対 象	大都市 (1)	道路維持工事	東京特別区、横浜市、大阪市の市街地部が施工箇所に含まれる場合。	2.0	1	大都市 (2)	札幌市、仙台市、さいたま市、川口市、草加市、千葉市、市川市、船橋市、習志野市、浦安市、八王子市、川崎市、相模原市、新潟市、静岡市、名古屋市、京都市、堺市、神戸市、尼崎市、西宮市、芦屋市、広島市、北九州市、福岡市の市街地部が施工箇所に含まれる場合。	1.5	2	市街地 (DID補正) (1)	市街地部が施工箇所に含まれる場合。	1.3	3	一般交通影響あり (1)	全ての工種 (※)	2車線以上 (片側1車線以上) かつ交通量が5,000台/日以上の上下合計の車線において、車線変更を促す規制を行う場合。ただし、常時全面通行止めの場合には対象外とする。	1.3	4	一般交通影響あり (2)	一般交通影響あり (1) 以外の車道において、車線変更を促す規制を伴う場合。(常時全面通行止めの場合を含む)	1.2	5	市街地 (DID補正) (2)	市街地 (DID補正) (1) 以外 (※)	市街地 (DID補正) (1) で適用となる工種区分以外で、市街地部が施工箇所に含まれる場合。	1.2	6	山間僻地及び離島	全ての工種 (※)	人事院規則における特勤手当を支給するために指定した地区、及びこれに準ずる地区。	1.3	7	補正なし	全ての工種 (※)	上記にあてはまらない場合。	1.0	8	<p>1-4-2 間接工事費 1-4-2-1 共通仮設費</p> <p>(5) 施工地域を考慮した共通仮設費率の補正係数</p> <table border="1" data-bbox="1706 346 2783 1344"> <thead> <tr> <th colspan="3">適用条件</th> <th rowspan="2">補正係数</th> <th rowspan="2">適用優先</th> </tr> <tr> <th>施工地域区分</th> <th>工種区分</th> <th>対 象</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大都市 (1)</td> <td rowspan="3">道路維持工事</td> <td>東京特別区、横浜市、大阪市の市街地部が施工箇所に含まれる場合。</td> <td>2.0</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>大都市 (2)</td> <td>札幌市、仙台市、さいたま市、川口市、草加市、千葉市、市川市、船橋市、習志野市、浦安市、八王子市、川崎市、相模原市、新潟市、静岡市、名古屋市、京都市、堺市、神戸市、尼崎市、西宮市、芦屋市、広島市、北九州市、福岡市の市街地部が施工箇所に含まれる場合。</td> <td>1.5</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>市街地 (DID補正) (1)</td> <td>大都市 (1)、(2) の対象以外の市街地部が施工箇所に含まれる場合。</td> <td>1.3</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>一般交通影響あり (1)</td> <td rowspan="2">全ての工種 (※)</td> <td>2車線以上 (片側1車線以上) かつ交通量が5,000台/日以上の上下合計の車線において規制を行う場合。ただし、常時全面通行止めの場合には対象外とする。</td> <td>1.3</td> <td>4</td> </tr> <tr> <td>一般交通影響あり (2)</td> <td>一般交通影響あり (1) 以外の車道において、規制を伴う場合。(常時通行止めの場合も含む)</td> <td>1.2</td> <td>5</td> </tr> <tr> <td>市街地 (DID補正) (2)</td> <td>市街地 (DID補正) (1) 以外 (※)</td> <td>市街地 (DID補正) (1) で適用となる工種区分以外で、市街地部が施工箇所に含まれる場合。</td> <td>1.2</td> <td>6</td> </tr> <tr> <td>山間僻地及び離島</td> <td>全ての工種 (※)</td> <td>人事院規則における特勤手当を支給するために指定した地区、及びこれに準ずる地区。</td> <td>1.3</td> <td>7</td> </tr> <tr> <td>補正なし</td> <td>全ての工種 (※)</td> <td>上記にあてはまらない場合。</td> <td>1.0</td> <td>8</td> </tr> </tbody> </table> <p>(7) その他</p> <p>ア 安全対策上、重要な仮設物等については設計図書に明示し、極力指定仮設とする。</p> <p>イ 設計変更時における共通仮設費率の補正については、工事区間の延長等により当初計上した補正値に増減が生じた場合、あるいは当初計上していなかったが、上記条件の変更により補正出来ることとなった場合は設計変更の対象として処理するものとする。</p> <p>ウ 本書のほかは土木工事標準積算基準書（土木工事編）による。</p>	適用条件			補正係数	適用優先	施工地域区分	工種区分	対 象	大都市 (1)	道路維持工事	東京特別区、横浜市、大阪市の市街地部が施工箇所に含まれる場合。	2.0	1	大都市 (2)	札幌市、仙台市、さいたま市、川口市、草加市、千葉市、市川市、船橋市、習志野市、浦安市、八王子市、川崎市、相模原市、新潟市、静岡市、名古屋市、京都市、堺市、神戸市、尼崎市、西宮市、芦屋市、広島市、北九州市、福岡市の市街地部が施工箇所に含まれる場合。	1.5	2	市街地 (DID補正) (1)	大都市 (1)、(2) の対象以外の市街地部が施工箇所に含まれる場合。	1.3	3	一般交通影響あり (1)	全ての工種 (※)	2車線以上 (片側1車線以上) かつ交通量が5,000台/日以上の上下合計の車線において規制を行う場合。ただし、常時全面通行止めの場合には対象外とする。	1.3	4	一般交通影響あり (2)	一般交通影響あり (1) 以外の車道において、規制を伴う場合。(常時通行止めの場合も含む)	1.2	5	市街地 (DID補正) (2)	市街地 (DID補正) (1) 以外 (※)	市街地 (DID補正) (1) で適用となる工種区分以外で、市街地部が施工箇所に含まれる場合。	1.2	6	山間僻地及び離島	全ての工種 (※)	人事院規則における特勤手当を支給するために指定した地区、及びこれに準ずる地区。	1.3	7	補正なし	全ての工種 (※)	上記にあてはまらない場合。	1.0	8
適用条件			補正係数	適用優先																																																																																								
施工地域区分	工種区分	対 象																																																																																										
大都市 (1)	道路維持工事	東京特別区、横浜市、大阪市の市街地部が施工箇所に含まれる場合。	2.0	1																																																																																								
大都市 (2)		札幌市、仙台市、さいたま市、川口市、草加市、千葉市、市川市、船橋市、習志野市、浦安市、八王子市、川崎市、相模原市、新潟市、静岡市、名古屋市、京都市、堺市、神戸市、尼崎市、西宮市、芦屋市、広島市、北九州市、福岡市の市街地部が施工箇所に含まれる場合。	1.5	2																																																																																								
市街地 (DID補正) (1)		市街地部が施工箇所に含まれる場合。	1.3	3																																																																																								
一般交通影響あり (1)	全ての工種 (※)	2車線以上 (片側1車線以上) かつ交通量が5,000台/日以上の上下合計の車線において、車線変更を促す規制を行う場合。ただし、常時全面通行止めの場合には対象外とする。	1.3	4																																																																																								
一般交通影響あり (2)		一般交通影響あり (1) 以外の車道において、車線変更を促す規制を伴う場合。(常時全面通行止めの場合を含む)	1.2	5																																																																																								
市街地 (DID補正) (2)	市街地 (DID補正) (1) 以外 (※)	市街地 (DID補正) (1) で適用となる工種区分以外で、市街地部が施工箇所に含まれる場合。	1.2	6																																																																																								
山間僻地及び離島	全ての工種 (※)	人事院規則における特勤手当を支給するために指定した地区、及びこれに準ずる地区。	1.3	7																																																																																								
補正なし	全ての工種 (※)	上記にあてはまらない場合。	1.0	8																																																																																								
適用条件			補正係数	適用優先																																																																																								
施工地域区分	工種区分	対 象																																																																																										
大都市 (1)	道路維持工事	東京特別区、横浜市、大阪市の市街地部が施工箇所に含まれる場合。	2.0	1																																																																																								
大都市 (2)		札幌市、仙台市、さいたま市、川口市、草加市、千葉市、市川市、船橋市、習志野市、浦安市、八王子市、川崎市、相模原市、新潟市、静岡市、名古屋市、京都市、堺市、神戸市、尼崎市、西宮市、芦屋市、広島市、北九州市、福岡市の市街地部が施工箇所に含まれる場合。	1.5	2																																																																																								
市街地 (DID補正) (1)		大都市 (1)、(2) の対象以外の市街地部が施工箇所に含まれる場合。	1.3	3																																																																																								
一般交通影響あり (1)	全ての工種 (※)	2車線以上 (片側1車線以上) かつ交通量が5,000台/日以上の上下合計の車線において規制を行う場合。ただし、常時全面通行止めの場合には対象外とする。	1.3	4																																																																																								
一般交通影響あり (2)		一般交通影響あり (1) 以外の車道において、規制を伴う場合。(常時通行止めの場合も含む)	1.2	5																																																																																								
市街地 (DID補正) (2)	市街地 (DID補正) (1) 以外 (※)	市街地 (DID補正) (1) で適用となる工種区分以外で、市街地部が施工箇所に含まれる場合。	1.2	6																																																																																								
山間僻地及び離島	全ての工種 (※)	人事院規則における特勤手当を支給するために指定した地区、及びこれに準ずる地区。	1.3	7																																																																																								
補正なし	全ての工種 (※)	上記にあてはまらない場合。	1.0	8																																																																																								

備考	改正（平成30年7月）	現行（平成30年4月版）																																																																																		
	<p>1-4-2-3 現場管理費 (5) 施工地域を考慮した現場管理費率の補正係数</p> <table border="1" data-bbox="463 279 1546 1297"> <thead> <tr> <th colspan="3">適用条件</th> <th rowspan="2">補正係数</th> <th rowspan="2">適用優先</th> </tr> <tr> <th>施工地域区分</th> <th>工種区分</th> <th>対象</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大都市（1）,（2）</td> <td rowspan="2">道路維持工事</td> <td>札幌市, 仙台市, さいたま市, 川口市, 草加市, 千葉市, 市川市, 船橋市, 習志野市, 浦安市, 東京特別区, 八王子市, 横浜市, 川崎市, 相模原市, 新潟市, 静岡市, 名古屋市, 京都市, 大阪市, 堺市, 神戸市, 尼崎市, 西宮市, 芦屋市, 広島市, 北九州市, 福岡市の市街地部が施工箇所に含まれる場合。</td> <td>1.2</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>市街地（DID補正）（1）</td> <td>市街地部が施工箇所に含まれる場合。</td> <td>1.1</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>一般交通影響あり（1）</td> <td rowspan="2">全ての工種（※）</td> <td>2車線以上（片側1車線以上）かつ交通量（上下合計）が5,000台/日以上 の車道において、<b>車線変更を促す</b>規制を行う場合。ただし、常時全面通行止めの場合は対象外とする。</td> <td>1.1</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>一般交通影響あり（2）</td> <td>一般交通影響あり（1）以外の車道において、<b>車線変更を促す</b>規制を伴う場合。（常時<b>全面</b>通行止めの場合を含む）</td> <td>1.1</td> <td>4</td> </tr> <tr> <td>市街地（DID補正）（2）</td> <td>市街地（DID補正）（1）以外（※）</td> <td>市街地（DID補正）（1）で適用となる工種区分以外で、市街地部が施工箇所に含まれる場合。</td> <td>1.1</td> <td>5</td> </tr> <tr> <td>山間僻地及び離島</td> <td>全ての工種（※）</td> <td>人事院規則における特勤手当を支給するために指定した地区、及びこれに準ずる地区。</td> <td>1.0</td> <td>6</td> </tr> <tr> <td>補正なし</td> <td>全ての工種（※）</td> <td>上記にあてはまらない場合。</td> <td>1.0</td> <td>7</td> </tr> </tbody> </table> <p>(6) その他</p> <p>ア 災害の発生等により、本基準において想定している状況と実態が乖離している場合などについては、上記(5)のほか、必要に応じて実態等を踏まえた補正係数を設定することができるものとする。</p> <p>イ 設計変更時における現場管理費率の補正については、工事区間の延長、工期の延長短縮等により当初計上した補正值に増減が生じた場合、あるいは当初計上していなかったが、上記条件の変更により補正出来ることとなった場合は設計変更の対象として処理するものとする。</p> <p>ウ 本書のほかは土木工事標準積算基準書（土木工事編）による。</p>	適用条件			補正係数	適用優先	施工地域区分	工種区分	対象	大都市（1）,（2）	道路維持工事	札幌市, 仙台市, さいたま市, 川口市, 草加市, 千葉市, 市川市, 船橋市, 習志野市, 浦安市, 東京特別区, 八王子市, 横浜市, 川崎市, 相模原市, 新潟市, 静岡市, 名古屋市, 京都市, 大阪市, 堺市, 神戸市, 尼崎市, 西宮市, 芦屋市, 広島市, 北九州市, 福岡市の市街地部が施工箇所に含まれる場合。	1.2	1	市街地（DID補正）（1）	市街地部が施工箇所に含まれる場合。	1.1	2	一般交通影響あり（1）	全ての工種（※）	2車線以上（片側1車線以上）かつ交通量（上下合計）が5,000台/日以上 の車道において、 <b>車線変更を促す</b> 規制を行う場合。ただし、常時全面通行止めの場合は対象外とする。	1.1	3	一般交通影響あり（2）	一般交通影響あり（1）以外の車道において、 <b>車線変更を促す</b> 規制を伴う場合。（常時 <b>全面</b> 通行止めの場合を含む）	1.1	4	市街地（DID補正）（2）	市街地（DID補正）（1）以外（※）	市街地（DID補正）（1）で適用となる工種区分以外で、市街地部が施工箇所に含まれる場合。	1.1	5	山間僻地及び離島	全ての工種（※）	人事院規則における特勤手当を支給するために指定した地区、及びこれに準ずる地区。	1.0	6	補正なし	全ての工種（※）	上記にあてはまらない場合。	1.0	7	<p>1-4-2-3 現場管理費 (5) 施工地域を考慮した現場管理費率の補正係数</p> <table border="1" data-bbox="1700 279 2783 1297"> <thead> <tr> <th colspan="3">適用条件</th> <th rowspan="2">補正係数</th> <th rowspan="2">適用優先</th> </tr> <tr> <th>施工地域区分</th> <th>工種区分</th> <th>対象</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大都市（1）,（2）</td> <td rowspan="2">道路維持工事</td> <td>札幌市, 仙台市, さいたま市, 川口市, 草加市, 千葉市, 市川市, 船橋市, 習志野市, 浦安市, 東京特別区, 八王子市, 横浜市, 川崎市, 相模原市, 新潟市, 静岡市, 名古屋市, 京都市, 大阪市, 堺市, 神戸市, 尼崎市, 西宮市, 芦屋市, 広島市, 北九州市, 福岡市の市街地部が施工箇所に含まれる場合。</td> <td>1.2</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>市街地（DID補正）（1）</td> <td><b>大都市（1）,（2）の対象以外の市街地部</b>が施工箇所に含まれる場合。</td> <td>1.1</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>一般交通影響あり（1）</td> <td rowspan="2">全ての工種（※）</td> <td>2車線以上（片側1車線以上）かつ交通量が5,000台/日以上 の<b>車線において</b>規制を行う場合。ただし、常時全面通行止めの場合は対象外とする。</td> <td>1.1</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>一般交通影響あり（2）</td> <td>一般交通影響あり（1）以外の車道において、規制を伴う場合。（常時通行止めの場合<b>も</b>含む）</td> <td>1.1</td> <td>4</td> </tr> <tr> <td>市街地（DID補正）（2）</td> <td>市街地（DID補正）（1）以外（※）</td> <td>市街地（DID補正）（1）で適用となる工種区分以外で、市街地部が施工箇所に含まれる場合。</td> <td>1.1</td> <td>5</td> </tr> <tr> <td>山間僻地及び離島</td> <td>全ての工種（※）</td> <td>人事院規則における特勤手当を支給するために指定した地区、及びこれに準ずる地区。</td> <td>1.0</td> <td>6</td> </tr> <tr> <td>補正なし</td> <td>全ての工種（※）</td> <td>上記にあてはまらない場合。</td> <td>1.0</td> <td>7</td> </tr> </tbody> </table> <p>(6) その他</p> <p>ア 設計変更時における現場管理費率の補正については、工事区間の延長、工期の延長短縮等により当初計上した補正值に増減が生じた場合、あるいは当初計上していなかったが、上記条件の変更により補正出来ることとなった場合は設計変更の対象として処理するものとする。</p> <p>イ 本書のほかは土木工事標準積算基準書（土木工事編）による。</p>	適用条件			補正係数	適用優先	施工地域区分	工種区分	対象	大都市（1）,（2）	道路維持工事	札幌市, 仙台市, さいたま市, 川口市, 草加市, 千葉市, 市川市, 船橋市, 習志野市, 浦安市, 東京特別区, 八王子市, 横浜市, 川崎市, 相模原市, 新潟市, 静岡市, 名古屋市, 京都市, 大阪市, 堺市, 神戸市, 尼崎市, 西宮市, 芦屋市, 広島市, 北九州市, 福岡市の市街地部が施工箇所に含まれる場合。	1.2	1	市街地（DID補正）（1）	<b>大都市（1）,（2）の対象以外の市街地部</b> が施工箇所に含まれる場合。	1.1	2	一般交通影響あり（1）	全ての工種（※）	2車線以上（片側1車線以上）かつ交通量が5,000台/日以上 の <b>車線において</b> 規制を行う場合。ただし、常時全面通行止めの場合は対象外とする。	1.1	3	一般交通影響あり（2）	一般交通影響あり（1）以外の車道において、規制を伴う場合。（常時通行止めの場合 <b>も</b> 含む）	1.1	4	市街地（DID補正）（2）	市街地（DID補正）（1）以外（※）	市街地（DID補正）（1）で適用となる工種区分以外で、市街地部が施工箇所に含まれる場合。	1.1	5	山間僻地及び離島	全ての工種（※）	人事院規則における特勤手当を支給するために指定した地区、及びこれに準ずる地区。	1.0	6	補正なし	全ての工種（※）	上記にあてはまらない場合。	1.0	7
適用条件			補正係数	適用優先																																																																																
施工地域区分	工種区分	対象																																																																																		
大都市（1）,（2）	道路維持工事	札幌市, 仙台市, さいたま市, 川口市, 草加市, 千葉市, 市川市, 船橋市, 習志野市, 浦安市, 東京特別区, 八王子市, 横浜市, 川崎市, 相模原市, 新潟市, 静岡市, 名古屋市, 京都市, 大阪市, 堺市, 神戸市, 尼崎市, 西宮市, 芦屋市, 広島市, 北九州市, 福岡市の市街地部が施工箇所に含まれる場合。	1.2	1																																																																																
市街地（DID補正）（1）		市街地部が施工箇所に含まれる場合。	1.1	2																																																																																
一般交通影響あり（1）	全ての工種（※）	2車線以上（片側1車線以上）かつ交通量（上下合計）が5,000台/日以上 の車道において、 <b>車線変更を促す</b> 規制を行う場合。ただし、常時全面通行止めの場合は対象外とする。	1.1	3																																																																																
一般交通影響あり（2）		一般交通影響あり（1）以外の車道において、 <b>車線変更を促す</b> 規制を伴う場合。（常時 <b>全面</b> 通行止めの場合を含む）	1.1	4																																																																																
市街地（DID補正）（2）	市街地（DID補正）（1）以外（※）	市街地（DID補正）（1）で適用となる工種区分以外で、市街地部が施工箇所に含まれる場合。	1.1	5																																																																																
山間僻地及び離島	全ての工種（※）	人事院規則における特勤手当を支給するために指定した地区、及びこれに準ずる地区。	1.0	6																																																																																
補正なし	全ての工種（※）	上記にあてはまらない場合。	1.0	7																																																																																
適用条件			補正係数	適用優先																																																																																
施工地域区分	工種区分	対象																																																																																		
大都市（1）,（2）	道路維持工事	札幌市, 仙台市, さいたま市, 川口市, 草加市, 千葉市, 市川市, 船橋市, 習志野市, 浦安市, 東京特別区, 八王子市, 横浜市, 川崎市, 相模原市, 新潟市, 静岡市, 名古屋市, 京都市, 大阪市, 堺市, 神戸市, 尼崎市, 西宮市, 芦屋市, 広島市, 北九州市, 福岡市の市街地部が施工箇所に含まれる場合。	1.2	1																																																																																
市街地（DID補正）（1）		<b>大都市（1）,（2）の対象以外の市街地部</b> が施工箇所に含まれる場合。	1.1	2																																																																																
一般交通影響あり（1）	全ての工種（※）	2車線以上（片側1車線以上）かつ交通量が5,000台/日以上 の <b>車線において</b> 規制を行う場合。ただし、常時全面通行止めの場合は対象外とする。	1.1	3																																																																																
一般交通影響あり（2）		一般交通影響あり（1）以外の車道において、規制を伴う場合。（常時通行止めの場合 <b>も</b> 含む）	1.1	4																																																																																
市街地（DID補正）（2）	市街地（DID補正）（1）以外（※）	市街地（DID補正）（1）で適用となる工種区分以外で、市街地部が施工箇所に含まれる場合。	1.1	5																																																																																
山間僻地及び離島	全ての工種（※）	人事院規則における特勤手当を支給するために指定した地区、及びこれに準ずる地区。	1.0	6																																																																																
補正なし	全ての工種（※）	上記にあてはまらない場合。	1.0	7																																																																																

備考	改正（平成30年7月）	現行（平成30年4月版）																
	<p><b>第5節 一般管理費等</b></p> <p>1-5-1 一般管理費等 1-5-1-1 一般管理費等 (4) 一般管理費等率表</p> <table border="1" data-bbox="468 384 1584 470"> <thead> <tr> <th>対象額(Cp)</th> <th>500万円以下</th> <th>500万円を超え30億円以下</th> <th>30億円を超えるもの</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般管理費等率(Gp)</td> <td>22.72%</td> <td><math>Gp[\%] = -5.48972 \times \text{Log}(Cp) + 59.4977</math></td> <td>7.47%</td> </tr> </tbody> </table> <p>注意1 Gpは一般管理費等率，Cpは一般管理費等対象額とする。 注意2 Gpは，小数点以下第3位を四捨五入し，2位止めとする。</p> <p><b>第6節 スクラップ評価額</b></p> <p>1-6-1 スクラップ評価額 1-6-1-1 スクラップ評価額 (1) スクラップ評価額 スクラップ評価額は撤去品のうち，有価処分するもの（以下，「有価品」という。）の価格の合計とする。有価品の単価は，「第I編 総則」の「資材単価」を準用する。</p> <p>(2) スクラップ評価額の取り扱い ア スクラップ評価額は間接工事費，一般管理費等の対象としない。 イ 有価品の運搬は直接工事費（輸送費）とし，その対象及び算定方法等は1-4-1-3の「輸送費」による。</p>	対象額(Cp)	500万円以下	500万円を超え30億円以下	30億円を超えるもの	一般管理費等率(Gp)	22.72%	$Gp[\%] = -5.48972 \times \text{Log}(Cp) + 59.4977$	7.47%	<p><b>第5節 一般管理費等</b></p> <p>1-5-1 一般管理費等 1-5-1-1 一般管理費等 (4) 一般管理費等率表</p> <table border="1" data-bbox="1706 384 2822 470"> <thead> <tr> <th>対象額(Cp)</th> <th>500万円以下</th> <th>500万円を超え30億円以下</th> <th>30億円を超えるもの</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般管理費等率(Gp)</td> <td>20.29%</td> <td><math>Gp[\%] = -4.63586 \times \text{Log}(Cp) + 51.34242</math></td> <td>7.41%</td> </tr> </tbody> </table> <p>注意1 Gpは一般管理費等率，Cpは一般管理費等対象額とする。 注意2 Gpは，小数点以下第3位を四捨五入し，2位止めとする。</p> <p><b>第6節 スクラップ評価額</b></p> <p>1-6-1 スクラップ評価額 1-6-1-1 スクラップ評価額 (1) スクラップ評価額 スクラップ評価額は撤去材のうち，有価処分するもの（以下，「有価品」という。）の価格の合計とする。有価品の単価は，「第I編 総則」の「資材単価」を準用する。</p> <p>(2) スクラップ評価額の取り扱い ア スクラップ評価額は間接工事費，一般管理費等の対象としない。 イ 有価品の運搬は直接工事費（輸送費）とする。ただし，貨物自動車により工事現場外へ搬出する場合の輸送費（運賃料金）は，撤去材（産業廃棄物として処分するもの）と混載せず，別に計上する。</p>	対象額(Cp)	500万円以下	500万円を超え30億円以下	30億円を超えるもの	一般管理費等率(Gp)	20.29%	$Gp[\%] = -4.63586 \times \text{Log}(Cp) + 51.34242$	7.41%
対象額(Cp)	500万円以下	500万円を超え30億円以下	30億円を超えるもの															
一般管理費等率(Gp)	22.72%	$Gp[\%] = -5.48972 \times \text{Log}(Cp) + 59.4977$	7.47%															
対象額(Cp)	500万円以下	500万円を超え30億円以下	30億円を超えるもの															
一般管理費等率(Gp)	20.29%	$Gp[\%] = -4.63586 \times \text{Log}(Cp) + 51.34242$	7.41%															

備考	改正（平成 30 年 7 月）	現行（平成 30 年 4 月版）
	<p><b>第7節 その他の取り扱い</b></p> <p><b>1-7-4 施工箇所が点在する工事の積算</b></p> <p><b>1-7-4-1 施工箇所が点在する工事の積算について</b></p> <p>(1) <b>対象工事</b>          施工箇所が複数あり、施工箇所が1kmを超えて点在する工事を対象とする。          なお、当初契約において工事場所を範囲で指定する工事は除く。          ただし、施工箇所ごとに分けない積算において直接工事費が200万円以下、かつ、機器単体費の合計額が1,400万円以下の場合は施工箇所が点在する工事としての積算は行わない。          また、これによりがたい場合は個別に考慮できる。</p> <p>(2) <b>工事箇所の設定方法及び積算方法</b>          ア 機器間接費のうち、機器管理費率は施工箇所（地区）ごとに計上する。          イ 機器間接費のうち、技術者間接費率（設備分類）は工事全体で判断した率を使用し、施工箇所（地区）ごとに技術者間接費率（設備分類）を設定しない。          ウ このほかの費目については、土木工事標準積算基準書（土木工事編）の「施工箇所が点在する工事の積算」による。</p> <p>(3) <b>その他</b>          設計変更を行う場合の積算方法は、土木工事標準積算基準書（土木工事編）による。</p> <div data-bbox="534 913 1469 1375" data-label="Diagram"> </div> <p style="text-align: center;">参考図 施工箇所が点在する工事の積算のイメージ</p>	<p><b>第7節 その他の取り扱い</b></p> <p><b>追加</b></p>

備考	改正（平成 30 年 7 月）	現行（平成 30 年 4 月版）
	<p style="text-align: center;"><b>第2章 標準歩掛</b></p> <p>第1節 共通事項</p> <p>2-1-2 歩掛の取り扱い  2-1-2-2 その他の取り扱い  (1)～(6) 略</p> <p>(7) 付属品一式として計上した付属品類の歩掛  付属品一式として算出した付属材料の取り付け、加工等については、原則としてその材料等の布設等歩掛に含まれるものとする。ただし、電線管類付属材料のダクターの取り付けは別途計上する。</p>	<p style="text-align: center;"><b>第2章 標準歩掛</b></p> <p>第1節 共通事項</p> <p>2-1-2 歩掛の取り扱い  2-1-2-2 その他の取り扱い  (1)～(6) 略</p> <p>追加</p>



備考	改正（平成30年7月）	現行（平成30年4月版）																																																														
	<p style="text-align: center;"><b>第Ⅲ編 機械設備工事</b></p> <p style="text-align: center;"><b>第1章 請負工事費の積算</b></p> <p><b>第4節 据付工事原価</b></p> <p>1-4-2 間接工事費 1-4-2-1 共通仮設費 (5) 施工地域を考慮した共通仮設費率の補正係数</p> <table border="1" data-bbox="468 562 1546 1129"> <thead> <tr> <th colspan="3">適用条件</th> <th rowspan="2">補正係数</th> <th rowspan="2">適用優先</th> </tr> <tr> <th>施工地域区分</th> <th>工種区分</th> <th>対 象</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般交通影響あり(1)</td> <td rowspan="3">全ての工種（※）</td> <td>2車線以上（片側1車線以上）かつ交通量（上下合計）が5,000台/日以上<del>の車道において、車線変更を促す</del>規制を行う場合。ただし、常時全面通行止めの場合<del>は対象外とする。</del></td> <td>1.3</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>一般交通影響あり(2)</td> <td>一般交通影響あり(1)以外の車道において、<del>車線変更を促す</del>規制を伴う場合。（常時<del>全面</del>通行止めの場合<del>を含む</del>）</td> <td>1.2</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>市街地（DID補正）</td> <td>市街地部が施工箇所に含まれる場合。</td> <td>1.2</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>山間僻地及び離島</td> <td>全ての工種（※）</td> <td>人事院規則における特勤手当を支給するために指定した地区、及びこれに準ずる地区。</td> <td>1.3</td> <td>4</td> </tr> <tr> <td>補正なし</td> <td>全ての工種（※）</td> <td>上記にあてはまらない場合。</td> <td>1.0</td> <td>5</td> </tr> </tbody> </table> <p>(7) その他  <b>ア</b> 災害の発生等により、本基準において想定している状況と実態が乖離している場合などについては、上記(5)のほか、必要に応じて実態等を踏まえた補正係数を設定することができるものとする。  <b>イ</b> 設計変更時における現場管理費率の補正については、工事区間の延長、工期の延長短縮等により当初計上した補正值に増減が生じた場合、あるいは当初計上していなかったが、上記条件の変更により補正出来ることとなった場合は設計変更の対象として処理するものとする。  <b>ウ</b> 本書のほかは土木工事標準積算基準書（機械編）による。</p>	適用条件			補正係数	適用優先	施工地域区分	工種区分	対 象	一般交通影響あり(1)	全ての工種（※）	2車線以上（片側1車線以上）かつ交通量（上下合計）が5,000台/日以上 <del>の車道において、車線変更を促す</del> 規制を行う場合。ただし、常時全面通行止めの場合 <del>は対象外とする。</del>	1.3	1	一般交通影響あり(2)	一般交通影響あり(1)以外の車道において、 <del>車線変更を促す</del> 規制を伴う場合。（常時 <del>全面</del> 通行止めの場合 <del>を含む</del> ）	1.2	2	市街地（DID補正）	市街地部が施工箇所に含まれる場合。	1.2	3	山間僻地及び離島	全ての工種（※）	人事院規則における特勤手当を支給するために指定した地区、及びこれに準ずる地区。	1.3	4	補正なし	全ての工種（※）	上記にあてはまらない場合。	1.0	5	<p style="text-align: center;"><b>第Ⅲ編 機械設備工事</b></p> <p style="text-align: center;"><b>第1章 請負工事費の積算</b></p> <p><b>第4節 据付工事原価</b></p> <p>1-4-2 間接工事費 1-4-2-1 共通仮設費 (5) 施工地域を考慮した共通仮設費率の補正係数</p> <table border="1" data-bbox="1703 562 2781 1129"> <thead> <tr> <th colspan="3">適用条件</th> <th rowspan="2">補正係数</th> <th rowspan="2">適用優先</th> </tr> <tr> <th>施工地域区分</th> <th>工種区分</th> <th>対 象</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般交通影響あり(1)</td> <td rowspan="3">全ての工種（※）</td> <td>2車線以上（片側1車線以上）かつ交通量が5,000台/日以上<del>の車道において</del>規制を行う場合。ただし、常時全面通行止めの場合<del>は対象外とする。</del></td> <td>1.3</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>一般交通影響あり(2)</td> <td>一般交通影響あり(1)以外の車道において、規制を伴う場合。（常時通行止めの場合<del>も含む</del>）</td> <td>1.2</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>市街地（DID補正）</td> <td>市街地部が施工箇所に含まれる場合。</td> <td>1.2</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>山間僻地及び離島</td> <td>全ての工種（※）</td> <td>人事院規則における特勤手当を支給するために指定した地区、及びこれに準ずる地区。</td> <td>1.3</td> <td>4</td> </tr> <tr> <td>補正なし</td> <td>全ての工種（※）</td> <td>上記にあてはまらない場合。</td> <td>1.0</td> <td>5</td> </tr> </tbody> </table> <p>(7) その他  <b>ア</b> 設計変更時における現場管理費率の補正については、工事区間の延長、工期の延長短縮等により当初計上した補正值に増減が生じた場合、あるいは当初計上していなかったが、上記条件の変更により補正出来ることとなった場合は設計変更の対象として処理するものとする。  <b>イ</b> 本書のほかは土木工事標準積算基準書（機械編）による。</p>	適用条件			補正係数	適用優先	施工地域区分	工種区分	対 象	一般交通影響あり(1)	全ての工種（※）	2車線以上（片側1車線以上）かつ交通量が5,000台/日以上 <del>の車道において</del> 規制を行う場合。ただし、常時全面通行止めの場合 <del>は対象外とする。</del>	1.3	1	一般交通影響あり(2)	一般交通影響あり(1)以外の車道において、規制を伴う場合。（常時通行止めの場合 <del>も含む</del> ）	1.2	2	市街地（DID補正）	市街地部が施工箇所に含まれる場合。	1.2	3	山間僻地及び離島	全ての工種（※）	人事院規則における特勤手当を支給するために指定した地区、及びこれに準ずる地区。	1.3	4	補正なし	全ての工種（※）	上記にあてはまらない場合。	1.0	5
適用条件			補正係数	適用優先																																																												
施工地域区分	工種区分	対 象																																																														
一般交通影響あり(1)	全ての工種（※）	2車線以上（片側1車線以上）かつ交通量（上下合計）が5,000台/日以上 <del>の車道において、車線変更を促す</del> 規制を行う場合。ただし、常時全面通行止めの場合 <del>は対象外とする。</del>	1.3	1																																																												
一般交通影響あり(2)		一般交通影響あり(1)以外の車道において、 <del>車線変更を促す</del> 規制を伴う場合。（常時 <del>全面</del> 通行止めの場合 <del>を含む</del> ）	1.2	2																																																												
市街地（DID補正）		市街地部が施工箇所に含まれる場合。	1.2	3																																																												
山間僻地及び離島	全ての工種（※）	人事院規則における特勤手当を支給するために指定した地区、及びこれに準ずる地区。	1.3	4																																																												
補正なし	全ての工種（※）	上記にあてはまらない場合。	1.0	5																																																												
適用条件			補正係数	適用優先																																																												
施工地域区分	工種区分	対 象																																																														
一般交通影響あり(1)	全ての工種（※）	2車線以上（片側1車線以上）かつ交通量が5,000台/日以上 <del>の車道において</del> 規制を行う場合。ただし、常時全面通行止めの場合 <del>は対象外とする。</del>	1.3	1																																																												
一般交通影響あり(2)		一般交通影響あり(1)以外の車道において、規制を伴う場合。（常時通行止めの場合 <del>も含む</del> ）	1.2	2																																																												
市街地（DID補正）		市街地部が施工箇所に含まれる場合。	1.2	3																																																												
山間僻地及び離島	全ての工種（※）	人事院規則における特勤手当を支給するために指定した地区、及びこれに準ずる地区。	1.3	4																																																												
補正なし	全ての工種（※）	上記にあてはまらない場合。	1.0	5																																																												

備考	改正（平成 30 年 7 月）	現行（平成 30 年 4 月版）																																																														
	<p>1-4-2-2 現場管理費</p> <p>(5) 施工地域を考慮した現場管理費率の補正係数</p> <table border="1" data-bbox="463 281 1546 869"> <thead> <tr> <th colspan="3">適用条件</th> <th rowspan="2">補正係数</th> <th rowspan="2">適用優先</th> </tr> <tr> <th>施工地域区分</th> <th>工種区分</th> <th>対 象</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般交通影響あり (1)</td> <td rowspan="3">全ての工種（※）</td> <td>2車線以上（片側1車線以上）かつ交通量が（上下合計）が5,000台/日以上の車道において、<b>車線変更を促す</b>規制を行う場合。ただし、常時全面通行止めの場合には対象外とする。</td> <td>1.1</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>一般交通影響あり (2)</td> <td>一般交通影響あり（1）以外の車道において、<b>車線変更を促す</b>規制を伴う場合。（常時<b>全面</b>通行止めの場合を含む）</td> <td>1.1</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>市街地（DID補正）</td> <td>市街地部が施工箇所に含まれる場合。</td> <td>1.1</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>山間僻地及び離島</td> <td>全ての工種（※）</td> <td>人事院規則における特勤手当を支給するために指定した地区、及びこれに準ずる地区。</td> <td>1.0</td> <td>4</td> </tr> <tr> <td>補正なし</td> <td>全ての工種（※）</td> <td>上記にあてはまらない場合。</td> <td>1.0</td> <td>5</td> </tr> </tbody> </table> <p>(6) その他</p> <p>ア 災害の発生等により、本基準において想定している状況と実態が乖離している場合などについては、上記(5)のほか、必要に応じて実態等を踏まえた補正係数を設定することができるものとする。</p> <p>イ 設計変更時における現場管理費率の補正については、工事区間の延長、工期の延長短縮等により当初計上した補正值に増減が生じた場合、あるいは当初計上していなかったが、上記条件の変更により補正出来ることとなった場合は設計変更の対象として処理するものとする。</p> <p>ウ 本書のほかは土木工事標準積算基準書（機械編）による。</p>	適用条件			補正係数	適用優先	施工地域区分	工種区分	対 象	一般交通影響あり (1)	全ての工種（※）	2車線以上（片側1車線以上）かつ交通量が（上下合計）が5,000台/日以上の車道において、 <b>車線変更を促す</b> 規制を行う場合。ただし、常時全面通行止めの場合には対象外とする。	1.1	1	一般交通影響あり (2)	一般交通影響あり（1）以外の車道において、 <b>車線変更を促す</b> 規制を伴う場合。（常時 <b>全面</b> 通行止めの場合を含む）	1.1	2	市街地（DID補正）	市街地部が施工箇所に含まれる場合。	1.1	3	山間僻地及び離島	全ての工種（※）	人事院規則における特勤手当を支給するために指定した地区、及びこれに準ずる地区。	1.0	4	補正なし	全ての工種（※）	上記にあてはまらない場合。	1.0	5	<p>1-4-2-2 現場管理費</p> <p>(5) 施工地域を考慮した現場管理費率の補正係数</p> <table border="1" data-bbox="1700 281 2783 869"> <thead> <tr> <th colspan="3">適用条件</th> <th rowspan="2">補正係数</th> <th rowspan="2">適用優先</th> </tr> <tr> <th>施工地域区分</th> <th>工種区分</th> <th>対 象</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般交通影響あり (1)</td> <td rowspan="3">全ての工種（※）</td> <td>2車線以上（片側1車線以上）かつ交通量が5,000台/日以上の車線において規制を行う場合。ただし、常時全面通行止めの場合には対象外とする。</td> <td>1.1</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>一般交通影響あり (2)</td> <td>一般交通影響あり（1）以外の車道において、規制を伴う場合。（常時通行止めの場合も含む）</td> <td>1.1</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>市街地（DID補正）</td> <td>市街地部が施工箇所に含まれる場合。</td> <td>1.1</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>山間僻地及び離島</td> <td>全ての工種（※）</td> <td>人事院規則における特勤手当を支給するために指定した地区、及びこれに準ずる地区。</td> <td>1.0</td> <td>4</td> </tr> <tr> <td>補正なし</td> <td>全ての工種（※）</td> <td>上記にあてはまらない場合。</td> <td>1.0</td> <td>5</td> </tr> </tbody> </table> <p>(6) その他</p> <p>ア 設計変更時における現場管理費率の補正については、工事区間の延長、工期の延長短縮等により当初計上した補正值に増減が生じた場合、あるいは当初計上していなかったが、上記条件の変更により補正出来ることとなった場合は設計変更の対象として処理するものとする。</p> <p>イ 本書のほかは土木工事標準積算基準書（機械編）による。</p>	適用条件			補正係数	適用優先	施工地域区分	工種区分	対 象	一般交通影響あり (1)	全ての工種（※）	2車線以上（片側1車線以上）かつ交通量が5,000台/日以上の車線において規制を行う場合。ただし、常時全面通行止めの場合には対象外とする。	1.1	1	一般交通影響あり (2)	一般交通影響あり（1）以外の車道において、規制を伴う場合。（常時通行止めの場合も含む）	1.1	2	市街地（DID補正）	市街地部が施工箇所に含まれる場合。	1.1	3	山間僻地及び離島	全ての工種（※）	人事院規則における特勤手当を支給するために指定した地区、及びこれに準ずる地区。	1.0	4	補正なし	全ての工種（※）	上記にあてはまらない場合。	1.0	5
適用条件			補正係数	適用優先																																																												
施工地域区分	工種区分	対 象																																																														
一般交通影響あり (1)	全ての工種（※）	2車線以上（片側1車線以上）かつ交通量が（上下合計）が5,000台/日以上の車道において、 <b>車線変更を促す</b> 規制を行う場合。ただし、常時全面通行止めの場合には対象外とする。	1.1	1																																																												
一般交通影響あり (2)		一般交通影響あり（1）以外の車道において、 <b>車線変更を促す</b> 規制を伴う場合。（常時 <b>全面</b> 通行止めの場合を含む）	1.1	2																																																												
市街地（DID補正）		市街地部が施工箇所に含まれる場合。	1.1	3																																																												
山間僻地及び離島	全ての工種（※）	人事院規則における特勤手当を支給するために指定した地区、及びこれに準ずる地区。	1.0	4																																																												
補正なし	全ての工種（※）	上記にあてはまらない場合。	1.0	5																																																												
適用条件			補正係数	適用優先																																																												
施工地域区分	工種区分	対 象																																																														
一般交通影響あり (1)	全ての工種（※）	2車線以上（片側1車線以上）かつ交通量が5,000台/日以上の車線において規制を行う場合。ただし、常時全面通行止めの場合には対象外とする。	1.1	1																																																												
一般交通影響あり (2)		一般交通影響あり（1）以外の車道において、規制を伴う場合。（常時通行止めの場合も含む）	1.1	2																																																												
市街地（DID補正）		市街地部が施工箇所に含まれる場合。	1.1	3																																																												
山間僻地及び離島	全ての工種（※）	人事院規則における特勤手当を支給するために指定した地区、及びこれに準ずる地区。	1.0	4																																																												
補正なし	全ての工種（※）	上記にあてはまらない場合。	1.0	5																																																												

備考	改正（平成 30 年 7 月）	現行（平成 30 年 4 月版）
	<p><b>第6節 スクラップ評価額</b></p> <p>1-6-1 スクラップ評価額</p> <p>1-6-1-1 スクラップ評価額</p> <p>(1) スクラップ評価額</p> <p>スクラップ評価額は撤去品のうち、有価処分するもの（以下、「有価品」という。）の価格の合計とする。有価品の単価は、第 I 編の「資材単価」を準用する。</p> <p>(2) スクラップ評価額の取り扱い</p> <p>ア スクラップ評価額は間接工事費，設計技術費，一般管理費等の対象としない。</p> <p>イ 有価品の運搬は直接工事費（輸送費）とし、その対象及び算定方法等は第 II 編の「輸送費」による。</p>	<p><b>第6節 スクラップ評価額</b></p> <p>1-6-1 スクラップ評価額</p> <p>1-6-1-1 スクラップ評価額</p> <p>(1) スクラップ評価額</p> <p>スクラップ評価額は撤去材のうち、有価処分するもの（以下、「有価品」という。）の価格の合計とする。有価品の単価は、第 I 編の「資材単価」を準用する。</p> <p>(2) スクラップ評価額の取り扱い</p> <p>ア スクラップ評価額は間接工事費，設計技術費，一般管理費等の対象としない。</p> <p>イ 有価品の運搬は直接工事費（輸送費）とする。ただし、貨物自動車により工事現場外へ搬出する場合の輸送費（運賃料金）は、撤去材（産業廃棄物として処分するもの）と混載せず、別に計上する。</p>

備考	改正（平成30年7月）	現行（平成30年4月版）
	<p style="text-align: center;"><b>第2章 標準歩掛</b></p> <p><b>第1節 共通事項</b></p> <p>2-1-2 歩掛の取り扱い</p> <p>2-1-2-2 クレーン等の機械経費の取り扱い</p> <p>(1) クレーン等の機械経費の取り扱い</p> <p>個別に指定がある場合を除き、歩掛には機械経費が含まれていないので、必要に応じて機械賃料または機械損料を計上する。計上する機械器具の機種、計上日数（時間）等については、現場条件を勘案し決定する。</p> <p>個別歩掛に運転日数（時間）が記載されている場合は、歩掛の指定により施工単価（または一位単価）ごとに計上する。ただし、歩掛の指定によらず、全体の工程を勘案して積み上げることもできる。個別歩掛に記載された機種は標準的な作業条件の場合の適用機種を参考として例示したものである。計上にあたってはこれを参考としつつ、現場条件を考慮して適切な機種を選定する。</p> <p>(2) クレーン等の機械経費の算定</p> <p>ア クレーン等を使用しない場合</p> <p>クレーン等を使用せずに人力のみで安全に据付けることが可能と見込まれる場合は機械経費を計上しない。</p> <p>イ 移動クレーンを使用する場合</p> <p>現場条件から移動クレーン（クレーン装置付トラック、トラッククレーン、ラフテレーンクレーン等を言う。以下同じ。）を使用することが作業性、安全性、経済性などの観点から必要または有利である場合は、作業半径、最大荷重、吊上げ高さ等を検討した上で機種を選定し、機械賃料または機械損料を直接経費として計上する。なお、機種の選定にあたっては、同一作業日の各作業で必要とされるクレーンの能力のうち、最も大きいものを選定する。</p> <p>ウ 現場備え付けのクレーン、現場備え付けのIビーム等を使用する場合</p> <p>現場に設置された天井クレーン、ホイスト等を利用する場合は、または現場建屋の天井等にIビーム（天井に取り付けられたH形鋼）やフック、アンカー等があり、ホイストやチェーンブロックなどを設置できる場合は、現場に設置された機種、または設置するホイスト類の機種に応じたクレーン運転工（吊上げ荷重5t以上は特殊運転手、同5t未満は特殊作業員、チェーンブロックは普通作業員とする。）を計上する。</p> <p>計上は、「現場備え付けクレーン等運転」による。</p> <p>なお、発電所内に設置された天井クレーン、インクライン等を利用する場合は、上記によらず「発電所内小運搬」による。</p> <p>エ クレーンを使用できない場合</p> <p>現場条件によりクレーンの使用が不可能であるが、人力のみによる据付が困難である場合、適切な仮設に要する費用を計上する。</p> <p>仮設に用いる鋼材や単管等の損料、仮設に関わる労務等は仮設費に計上し、電動ホイスト等の機械器具については機械損料と運転に関わる労務費を機械経費として直接経費に計上する。</p> <p>鋼材等の組み合わせによる仮設は、据付台数や使用期間に関わらずその仮設材の製作費の10%を計上する。ただし、これによりがたい場合は別途積み上げる。</p> <p>なお、仮設材が人力によって設置可能であり、厳密な位置決めや強固な固定を必要としない場合の設置労務は機器の据付歩掛に含むものとする。また、<b>機械経費</b>の扱いについては上記ウに準ずる。</p>	<p style="text-align: center;"><b>第2章 標準歩掛</b></p> <p><b>第1節 共通事項</b></p> <p>2-1-2 歩掛の取り扱い</p> <p>2-1-2-2 クレーン等の機械経費の取り扱い</p> <p>(1) クレーン等の機械経費の取り扱い</p> <p>個別に指定がある場合を除き、歩掛には機械経費が含まれていないので、必要に応じて機械賃料または機械損料を計上する。計上する機械器具の機種、計上日数（時間）等については、現場条件を勘案し決定する。</p> <p>個別歩掛に運転日数（時間）が記載されている場合は、歩掛の指定により施工単価（または一位単価）ごとに計上する。ただし、歩掛の指定によらず、全体の工程を勘案して積み上げることもできる。個別歩掛に記載された機種は標準的な作業条件の場合の適用機種を参考として例示したものである。計上にあたってはこれを参考としつつ、現場条件を考慮して適切な機種を選定する。</p> <p>(2) クレーン等の機械経費の算定</p> <p>① クレーン等を使用しない場合</p> <p>クレーン等を使用せずに人力のみで安全に据付けることが可能と見込まれる場合は機械経費を計上しない。</p> <p>② 移動クレーンを使用する場合</p> <p>現場条件から移動クレーン（クレーン装置付トラック、トラッククレーン、ラフテレーンクレーン等を言う。以下同じ。）を使用することが作業性、安全性、経済性などの観点から必要または有利である場合は、作業半径、最大荷重、吊上げ高さ等を検討した上で機種を選定し、機械賃料または機械損料を直接経費として計上する。なお、機種の選定にあたっては、同一作業日の各作業で必要とされるクレーンの能力のうち、最も大きいものを選定する。</p> <p>③ 現場備え付けのクレーンを使用する場合</p> <p>現場に設置された天井クレーン、ホイスト等を利用する場合は、機械賃料または機械損料は計上せず、現場に設置された機種に応じたクレーン運転工（吊上げ荷重5t以上は特殊運転手、同5t未満は特殊作業員、チェーンブロックは普通作業員とする。）を計上する。計上は時間単位とし、1日の運転時間は7時間とする。（時間あたりの歩掛＝1日÷7時間→0.143[人]）</p> <p>④ 現場備え付けのIビームを使用する場合</p> <p>現場建屋の天井等にIビーム（天井に取り付けられたH形鋼）やフック、アンカー等があり、ホイストやチェーンブロックなどを設置できる場合は、運転工とホイスト類の機械損料を直接経費に計上する。運転工の扱いは上記③による。また、機械損料は「損料表」の(13)欄とする。(13)欄がないものは(15)欄を適用し、供用日単位で計上する。</p> <p>⑤ クレーンを使用できない場合</p> <p>現場条件によりクレーンの使用が不可能であるが、人力のみによる据付が困難である場合、適切な仮設に要する費用を計上する。仮設に用いる鋼材や単管等の損料、仮設に関わる労務等は仮設費に計上し、電動ホイスト等の機械器具については機械損料と運転に関わる労務費を機械経費として直接経費に計上する。鋼材等の組み合わせによる仮設は、据付台数や使用期間に関わらずその仮設材の製作費の10%を計上する。ただし、これによりがたい場合は別途積み上げる。なお、<b>その</b>仮設材が人力によって設置可能であり、厳密な位置決めや強固な固定を必要としない場合の設置労務は機器の据付歩掛に含むものとする。また、<b>機械器具</b>の扱いについては上記②、③と同様とする。</p>

備考	改正（平成30年7月）	現行（平成30年4月版）																																																																																											
	<p><b>第6節 その他</b></p> <p>2-6-1 共通事項</p> <p>2-6-1-1 施工単価表</p> <table border="1" data-bbox="463 350 1584 520"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>形状寸法</th> <th>数量</th> <th>単位</th> <th>摘要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>労務費</td> <td></td> <td></td> <td>人</td> <td></td> </tr> <tr> <td>雑器具損料</td> <td></td> <td>1</td> <td>式</td> <td>労務費×2%</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>注意1 起算単位は各歩掛による。  注意2 雑器具損料とは、チェンブロック類、ウインチ、ギヤードトルリ、ジャッキ、ドリル、ディスクサンダー、作業用工具等の損料である。</p> <p>2-6-2-3 現場備え付けクレーン等運転</p> <p>(1) 施工単価表 <span style="float: right;">単位：時間</span></p> <table border="1" data-bbox="463 789 1584 959"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>形状寸法</th> <th>数量</th> <th>単位</th> <th>摘要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>クレーン運転工</td> <td></td> <td>0.143</td> <td>人</td> <td>(注意1)</td> </tr> <tr> <td>雑器具損料</td> <td></td> <td>1</td> <td>式</td> <td>運転工×2%</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>注意1 現場に設置されたクレーン等の機種、吊上げ能力に応じた職種をクレーン運転工として計上する。1日あたりの運転時間は7時間（固定）とする。（参考：0.143人は「1÷7（時間）」より求めたものである。）  注意2 雑器具損料とは、チェンブロック類、ウインチ、ギヤードトルリ、ジャッキ、ドリル、ディスクサンダー、作業用工具等の損料である。  注意3 現場備え付け以外の電動チェンブロック、電動ホイスト類を使用する場合は、機械器具損料等を別途計上する。</p> <p>2-6-2-4 入力条件表</p> <p>(3) 現場備え付けクレーン等運転 <span style="margin-left: 100px;">(歩掛2-6-2-3)</span></p> <table border="1" data-bbox="1151 1205 1576 1241"> <tr> <td>施工単価コード</td> <td>DDG06020310</td> </tr> </table> <table border="1" data-bbox="463 1251 1576 1438"> <thead> <tr> <th colspan="2">条件1</th> <th></th> <th></th> <th></th> <th></th> </tr> <tr> <th colspan="2">クレーン運転工</th> <th></th> <th></th> <th></th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>01</td> <td>特殊運転手（5t以上）</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>02</td> <td>特殊作業員（5t未満）</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>03</td> <td>普通作業員</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>注意1 クレーン機種の選択肢に対応する運転工は、2-1-2-2 クレーン等の機械経費の取り扱いによる。  注意2 1日あたりの運転時間は7時間（固定値）とする。</p> <p>2-6-3-2 入力条件表</p> <p>(1) コンクリート削孔（機械力） <span style="margin-left: 100px;">(歩掛2-6-3-1)</span></p> <table border="1" data-bbox="1151 1566 1576 1602"> <tr> <td>施工単価コード</td> <td>DDG06030110</td> </tr> </table> <p>表 略</p> <p>注意1 雑器具損料は計上しない。</p>	名称	形状寸法	数量	単位	摘要	労務費			人		雑器具損料		1	式	労務費×2%	計					名称	形状寸法	数量	単位	摘要	クレーン運転工		0.143	人	(注意1)	雑器具損料		1	式	運転工×2%	計					施工単価コード	DDG06020310	条件1						クレーン運転工						01	特殊運転手（5t以上）					02	特殊作業員（5t未満）					03	普通作業員					施工単価コード	DDG06030110	<p><b>第6節 その他</b></p> <p>2-6-1 共通事項</p> <p>2-6-1-1 施工単価表</p> <table border="1" data-bbox="1700 350 2822 478"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>形状寸法</th> <th>数量</th> <th>単位</th> <th>摘要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>労務費</td> <td></td> <td></td> <td>人</td> <td></td> </tr> <tr> <td>計</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>注意1 起算単位は各歩掛による。</p> <p>追加</p> <p>2-6-2-3 入力条件表</p> <p>追加</p> <p>2-6-3-2 入力条件表</p> <p>(1) コンクリート削孔（機械力） <span style="margin-left: 100px;">(歩掛2-6-3-1)</span></p> <table border="1" data-bbox="2389 1566 2813 1602"> <tr> <td>施工単価コード</td> <td>DDG06030110</td> </tr> </table> <p>表 略</p>	名称	形状寸法	数量	単位	摘要	労務費			人		計					施工単価コード	DDG06030110
名称	形状寸法	数量	単位	摘要																																																																																									
労務費			人																																																																																										
雑器具損料		1	式	労務費×2%																																																																																									
計																																																																																													
名称	形状寸法	数量	単位	摘要																																																																																									
クレーン運転工		0.143	人	(注意1)																																																																																									
雑器具損料		1	式	運転工×2%																																																																																									
計																																																																																													
施工単価コード	DDG06020310																																																																																												
条件1																																																																																													
クレーン運転工																																																																																													
01	特殊運転手（5t以上）																																																																																												
02	特殊作業員（5t未満）																																																																																												
03	普通作業員																																																																																												
施工単価コード	DDG06030110																																																																																												
名称	形状寸法	数量	単位	摘要																																																																																									
労務費			人																																																																																										
計																																																																																													
施工単価コード	DDG06030110																																																																																												

備考	改正（平成30年7月）	現行（平成30年4月版）																																					
	<p><b>第7節 機械器具一覧</b></p> <p><b>2-7-2-5 高所作業車</b></p> <table border="1" data-bbox="463 323 1584 453"> <thead> <tr> <th>項番</th> <th>コード</th> <th>名称</th> <th>規格</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>L001081001</td> <td>高所作業車(トラック架装リフト車)アーム型</td> <td>標準デッキタイプ 作業床高さ9.7m</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>L001081002</td> <td>高所作業車(トラック架装リフト車)アーム型</td> <td>標準デッキタイプ 作業床高さ12m</td> </tr> </tbody> </table> <p>注意1 賃料は長期割引単価なので、短期（1ヶ月未満）で使用する場合は53.8%の割増をする。 （参考：割増率53.8%は「1÷（1-長期割引率0.35）-1」より求めたものである。）</p> <p>注意2 注意1の詳細は土木工事資材等単価表（県土整備局）を参照のこと。</p> <p>注意3 夜間に使用する場合は、労務単価に夜間単価を適用する。</p> <p><b>2-7-2-6 入力条件表</b></p> <p>(5) 高所作業車 (表2-7-2-5)</p> <table border="1" data-bbox="463 663 1576 898"> <thead> <tr> <th colspan="3"></th> <th>施工単価コード</th> <th>DDG07020510</th> </tr> <tr> <th></th> <th>条件1 高所作業車機種</th> <th>条件2 高所作業車賃料補正</th> <th>条件3 高所作業車賃料補正率</th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>01</td> <td>作業床高さ9.7m</td> <td>短期 (1.538)</td> <td>(実数入力)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>02</td> <td>作業床高さ12m</td> <td>長期 (1.0)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>03</td> <td>計上しない</td> <td>その他</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>注意1 (条件2=01~02) のときは選択した条件に記載された補正率を賃料に乗じる。</p> <p>注意2 条件3は(条件2=03) のときに適用する。</p> <p>注意3 1日あたりの運転時間は5.2時間（固定値）とする。</p> <p>注意4 本表の条件番号は各施工単価で定めるところによる。その他、本表の取り扱い各施工単価による。</p>	項番	コード	名称	規格	1	L001081001	高所作業車(トラック架装リフト車)アーム型	標準デッキタイプ 作業床高さ9.7m	2	L001081002	高所作業車(トラック架装リフト車)アーム型	標準デッキタイプ 作業床高さ12m				施工単価コード	DDG07020510		条件1 高所作業車機種	条件2 高所作業車賃料補正	条件3 高所作業車賃料補正率		01	作業床高さ9.7m	短期 (1.538)	(実数入力)		02	作業床高さ12m	長期 (1.0)			03	計上しない	その他			<p><b>第7節 機械器具一覧</b></p> <p><b>追加</b></p> <p><b>2-7-2-5 入力条件表 追加</b></p>
項番	コード	名称	規格																																				
1	L001081001	高所作業車(トラック架装リフト車)アーム型	標準デッキタイプ 作業床高さ9.7m																																				
2	L001081002	高所作業車(トラック架装リフト車)アーム型	標準デッキタイプ 作業床高さ12m																																				
			施工単価コード	DDG07020510																																			
	条件1 高所作業車機種	条件2 高所作業車賃料補正	条件3 高所作業車賃料補正率																																				
01	作業床高さ9.7m	短期 (1.538)	(実数入力)																																				
02	作業床高さ12m	長期 (1.0)																																					
03	計上しない	その他																																					

備考	改正（平成 30 年 7 月）	現行（平成 30 年 4 月版）
	<p style="text-align: center;"><b>第Ⅳ編 点検・整備</b></p> <p style="text-align: center;"><b>第1章 点検整備費の積算</b></p> <p><b>第5節 技術調査費及びスクラップ評価額</b></p> <p>1-5-2 スクラップ評価額  1-5-2-1 スクラップ評価額  (1) スクラップ評価額  スクラップ評価額は撤去品のうち、有価処分するもの（以下、「有価品」という。）の価格の合計とする。有価品の単価は、「第Ⅰ編 総則」の「資材単価」を準用する。</p> <p>(2) スクラップ評価額の取り扱い  ア スクラップ評価額は共通仮設費，現場管理費，一般管理費等の対象としない。  イ 有価品の運搬は直接工事費（輸送費）とし、その対象及び算定方法等は第Ⅱ編の「輸送費」による。</p>	<p style="text-align: center;"><b>第Ⅳ編 点検・整備</b></p> <p style="text-align: center;"><b>第1章 点検整備費の積算</b></p> <p><b>第5節 技術調査費及びスクラップ評価額</b></p> <p>1-5-2 スクラップ評価額  1-5-2-1 スクラップ評価額  (1) スクラップ評価額  スクラップ評価額は撤去材のうち、有価処分するもの（以下、「有価品」という。）の価格の合計とする。有価品の単価は、「第Ⅰ編 総則」の「資材単価」を準用する。</p> <p>(2) スクラップ評価額の取り扱い  ア スクラップ評価額は共通仮設費，現場管理費，一般管理費等の対象としない。  イ 有価品の運搬は直接点検整備費（直接経費）とする。ただし、貨物自動車により工事現場外へ搬出する場合の輸送費（運賃料金）は、撤去材（産業廃棄物として処分するもの）と混載せず、別に計上する。</p>

備考	改正（平成 30 年 7 月）	現行（平成 30 年 4 月版）
	<p style="text-align: center;"><b>第Ⅶ編 参考資料</b></p> <p style="text-align: center;">第1章 積算システムによる積算</p> <p>第2節 積算大系に基づく工種体系</p> <p>1-2-1-2 工種体系図 本職種の工種体系図は次のとおりとする。</p> <p style="text-align: center;">土木・電気通信設備工事</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>機器単体費 <ul style="list-style-type: none"> <li>機器単体費 <ul style="list-style-type: none"> <li>機器単体費（工種 1～24）</li> </ul> </li> </ul> </li> <li>工場修理費 <ul style="list-style-type: none"> <li>工場修理費（工種 1～24）</li> </ul> </li> <li>盤内改造費 <ul style="list-style-type: none"> <li>盤内改造費（工種 1～24）</li> </ul> </li> <li>直接工事費 <ul style="list-style-type: none"> <li>直接工事費（工種 1～24） <ul style="list-style-type: none"> <li>材料費</li> <li>労務費</li> <li>輸送費</li> <li>直接経費</li> <li>仮設費</li> </ul> </li> </ul> </li> <li>工場製作費 <ul style="list-style-type: none"> <li>鋼構造製作物費 <ul style="list-style-type: none"> <li>鋼構造製作物費（工種 1～24）</li> </ul> </li> <li>直接製作費（工種 1～24） <ul style="list-style-type: none"> <li>材料費</li> <li>製作費</li> <li>工場塗装費</li> </ul> </li> </ul> </li> <li>支給品費 <ul style="list-style-type: none"> <li>支給品費（機器） <ul style="list-style-type: none"> <li>支給品費（機器）（工種 1～24）</li> </ul> </li> <li>支給品費（材料等） <ul style="list-style-type: none"> <li>支給品費（材料等）（工種 1～24）</li> </ul> </li> </ul> </li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>共通仮設費 <ul style="list-style-type: none"> <li>運搬費 <ul style="list-style-type: none"> <li>運搬費（工種 1～24）</li> </ul> </li> <li>準備費 <ul style="list-style-type: none"> <li>準備費（工種 1～24）</li> </ul> </li> <li>事業損失防止費 <ul style="list-style-type: none"> <li>事業損失防止費（工種 1～24）</li> </ul> </li> <li>安全費 <ul style="list-style-type: none"> <li>安全費（工種 1～24）</li> </ul> </li> <li>役務費 <ul style="list-style-type: none"> <li>役務費（工種 1～24）</li> </ul> </li> <li>技術管理費 <ul style="list-style-type: none"> <li>技術管理費（工種 1～24）</li> </ul> </li> <li>営繕費 <ul style="list-style-type: none"> <li>営繕費（工種 1～24）</li> </ul> </li> <li>現場環境改善費 <ul style="list-style-type: none"> <li>現場環境改善費（工種 1～24）</li> </ul> </li> <li>中止期間中の現場維持費等 <ul style="list-style-type: none"> <li>中止期間中の現場維持費等（工種 1～24）</li> </ul> </li> <li>その他 <ul style="list-style-type: none"> <li>スクラップ評価額 <ul style="list-style-type: none"> <li>スクラップ評価額（工種 1～24）</li> </ul> </li> </ul> </li> </ul> </li></ul>	<p style="text-align: center;"><b>第Ⅶ編 参考資料</b></p> <p style="text-align: center;">第1章 積算システムによる積算</p> <p>第2節 積算大系に基づく工種体系</p> <p>1-2-1-2 工種体系図 本職種の工種体系図は次のとおりとする。</p> <p style="text-align: center;">土木・電気通信設備工事</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>機器単体費 <ul style="list-style-type: none"> <li>機器単体費 <ul style="list-style-type: none"> <li>機器単体費（工種 1～24）</li> </ul> </li> </ul> </li> <li>工場修理費 <ul style="list-style-type: none"> <li>工場修理費（工種 1～24）</li> </ul> </li> <li>盤内改造費 <ul style="list-style-type: none"> <li>盤内改造費（工種 1～24）</li> </ul> </li> <li>直接工事費 <ul style="list-style-type: none"> <li>直接工事費（工種 1～24） <ul style="list-style-type: none"> <li>材料費</li> <li>労務費</li> <li>輸送費</li> <li>直接経費</li> <li>仮設費</li> </ul> </li> </ul> </li> <li>工場製作費 <ul style="list-style-type: none"> <li>鋼構造製作物費 <ul style="list-style-type: none"> <li>鋼構造製作物費（工種 1～24）</li> </ul> </li> <li>直接製作費（工種 1～24） <ul style="list-style-type: none"> <li>材料費</li> <li>製作費</li> <li>工場塗装費</li> </ul> </li> </ul> </li> <li>支給品費 <ul style="list-style-type: none"> <li>支給品費（機器） <ul style="list-style-type: none"> <li>支給品費（機器）（工種 1～24）</li> </ul> </li> <li>支給品費（材料等） <ul style="list-style-type: none"> <li>支給品費（材料等）（工種 1～24）</li> </ul> </li> </ul> </li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>共通仮設費 <ul style="list-style-type: none"> <li>運搬費 <ul style="list-style-type: none"> <li>運搬費（工種 1～24）</li> </ul> </li> <li>準備費 <ul style="list-style-type: none"> <li>準備費（工種 1～24）</li> </ul> </li> <li>事業損失防止費 <ul style="list-style-type: none"> <li>事業損失防止費（工種 1～24）</li> </ul> </li> <li>安全費 <ul style="list-style-type: none"> <li>安全費（工種 1～24）</li> </ul> </li> <li>役務費 <ul style="list-style-type: none"> <li>役務費（工種 1～24）</li> </ul> </li> <li>技術管理費 <ul style="list-style-type: none"> <li>技術管理費（工種 1～24）</li> </ul> </li> <li>営繕費 <ul style="list-style-type: none"> <li>営繕費（工種 1～24）</li> </ul> </li> <li>イメージアップ経費 <ul style="list-style-type: none"> <li>イメージアップ経費（工種 1～24）</li> </ul> </li> <li>中止期間中の現場維持費等 <ul style="list-style-type: none"> <li>中止期間中の現場維持費等（工種 1～24）</li> </ul> </li> <li>その他 <ul style="list-style-type: none"> <li>スクラップ評価額 <ul style="list-style-type: none"> <li>スクラップ評価額（工種 1～24）</li> </ul> </li> </ul> </li> </ul> </li></ul>